

令和5年度一般検査における指摘事項について

水戸市福祉部福祉指導課
指導第2係

○ 令和5年度の一般検査の概要

特別養護老人ホーム 検査件数 9件

○ 本書の読み方

(1)指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2)「施設種別」の欄について、令和5年度の一般検査において実際に指摘のあった施設のみ掲載しています。記載がない施設においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検調書等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。
施設種別の略称は、以下のとおりです。

特養	：特別養護老人ホーム
軽費	：軽費老人ホーム
養護	：養護老人ホーム

1 管理・運営について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
災害 対策	1	夜間又は夜間を 想定した訓練をし ておりませんでした。	消防計画に規 定する訓練は必 ず実施してくだ さい。併せて、夜 間における防災 対策を確保する ため、夜間又は夜 間を想定した訓 練も定期的に実 施してください。	特養	特別養護老人ホームにおいては、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされています。よって少なくとも年に2回は避難訓練を実施するとともに、夜間における防災対策を確保するため、そのうちの1回は夜間又は夜間を想定した訓練としてください。
災害 対策	2	消防計画に規定 する自主点検が実 施されていません でした。	消防計画の規 定に基づき点検 を実施し、記録を 残してください。	特養	施設ごとに作成し、管轄の消防署へ届出をする消防計画において、防災設備の保守点検の頻度を各施設において定めておりますので、計画に沿って適切に点検を実施し、記録を残してください。なお、防災設備の自主点検はおおむね機器点検が6ヶ月ごととされており、総合点検は年1回行うこととされています。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説
労務管理	3	ハラスメント防止のための必要な措置のうち、相談への対応のための窓口を定めておりませんでした。	ハラスメントに職場環境の悪化を防ぐため、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知してください。	特養	<p>事業者は、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（以下、「職場によるハラスメント」という。）により従業者の就業環境が害されることを防止するため、以下の措置を講ずる必要があります。</p> <p>(1)職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>(2)相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>※介護現場では特に、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。</p>
労務管理	4	人員配置基準に基づく職員が充足されていることが確認できる記録を月ごとに作成・保存していませんでした。	日中や夜間における職員の配置状況が人員配置基準を常に満たしているか確認できるよう、月ごとの勤務実績表を作成・保存してください。	特養	<p>助言のとおりです。人員にかかる加算を算定している場合には、あわせて加算の人員基準を常に満たしていることが確認できる書類も作成し、保存してください。</p>

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
	5	令和4年度における職員の定期健康診断が実施されていませんでした。 (令和5年度には実施済み)	今後は年1回 (夜間の業務に従事する職員については6月以内に1回)定期健康診断を実施してください。	特養	助言のとおりです。

2 処遇について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
給食	1	厨房の調理施設の点検が実施されていませんでした。	調理施設点検表(毎日, 定期)を整備し, 点検を実施してください。	特養	ノロウイルス等の食中毒予防のため, 特養を含む集団給食施設等においては, 衛生管理体制を確立し, 管理・点検を行う必要があります。 具体的には, 施設の衛生管理者に点検表に基づく点検作業を行わせるとともに, そのつど点検結果を報告させ, 適切に点検が行われたことを確認してください。 点検表については, 厚生労働省の通知「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号)」を参考にしてください。
身体拘束等の適正化	2	身体的拘束適正化検討委員会の開催時期について, 3月に1回以上となっていなかった時期が見受けられました。	身体拘束の有無に関わらず, 身体的拘束適正化検討委員会は3月に1回以上開催するとともに, その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。	特養	助言のとおりです。

3 会計について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
金銭の 出納	1	入所者の預り金 について、通帳及 び銀行印を保管す る鍵を同じ者が管 理していました。	通帳及び銀行 員は異なる責任 者により適切に 管理してくださ い。	特養	金融機関との取引に使用する通帳及び印鑑は、異なる責任者が法人内の異なる場所に保管し、預貯金の引出し等には、複数の責任者による関与とチェックが働くような管理体制を講じる必要があります。
金銭の 出納	2	利用料等の現金 を収納した場合 に、一定期間取引 金融機関に預け入 れていませんでした。	利用料等の現 金を収納した場 合は、速やかに取 引金融機関に預 け入れ、貸借対照 表上の現金預金 額と年度末時点 での預金残高等 の合計額を整合 させてください。	特養	利用料等の収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、速やかに金融機関に預け入れなければなりません。 各社会福祉施設における経理規程において、「日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後〇日以内に金融機関に預け入れなければならない。」と規定されている場合には、必ずその経理規程に定められた日数以内に金融機関に預け入れてください。
契約	3	契約額が100万 円を超えない契約 をした場合に、請 書その他これに準 ずる書面を徴して いませんでした。	契約額が100 万円を超えない 契約のため契約 書を省略する場 合であっても、特 に軽微な契約を 除き適正な履行 を確保するため、 請書その他これ に準ずる書面を 徴してください。	特養	事務手続きの簡素化を目的として、契約額が100万円を超えない契約の場合には契約書の作成を省略することができます。しかしながら、社会福祉法人としてより慎重な契約手続きが求められることから、軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説								
契約	4	100万円を超える契約について、契約書を作成していない事例が見られました。	100万円を超える契約については契約書により契約を締結してください。なお、契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、請書等を徴することとしてください。	特養	<p>100万円を超えない契約の場合には、請書その他これに準ずる書類を徴すればよいとされていますが、100万円を超える契約においては必ず契約書を作成してください。</p> <p>契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載することとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (3) 監査及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) かし担保責任 (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項 								
契約	5	継続的な取引を随意契約で行うに当たり、契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証しないまま契約を行いました。	継続的な取引を随意契約で行う場合には、契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証し、決裁を得る等により、公平性・透明性を確保してください。	特養	<p>随意契約は、3者以上から見積書を徴する必要があります。</p> <p>ただし、下記の金額を超えない場合は、2者以上の見積で構いません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>食料品、物品等の買い入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>継続的な取引を随意契約で行う場合には、<u>契約期間中に価格調査を行う</u>など、適正な契約の維持に努めてください。</p>	契約の種類	金額	工事又は製造の請負	250万円	食料品、物品等の買い入れ	160万円	上記以外	100万円
契約の種類	金額												
工事又は製造の請負	250万円												
食料品、物品等の買い入れ	160万円												
上記以外	100万円												

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説
契約	6	契約金額が1,000万円を超える場合に、合理的な理由がなく随意契約により契約を行っていました。	契約金額が1,000万円を超える場合には、原則入札を行ってください。なお、やむを得ず随意契約による場合には、その合理的な理由を明らかにしたうえで業者の選定を行ってください。	特養	給食・リネン等の毎月定期的に費用が発生する業務委託契約においては、毎月の支払額ではなく、年間の支払合計金額が契約金額となります。原則として1年間で合計1,000万円を超える契約金額になった場合には、入札を行ってください。
契約	7	更新契約を施設長が行っていましたが、経理規程に定めることとされる契約担当者（施設長）への委任の範囲が明確ではありませんでした。	理事長が契約について職員（施設長等）に委任の範囲を明確に定めてください。	特養	助言のとおりです。
契約	8	随意契約にあたり、契約主体である拠点区分においてその検証した資料及び記録が残っていませんでした。	今後は本部だけでなく拠点区分にも資料及び記録を残してください。	特養	随意契約にあたっては、契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証し、決裁を得る等によりその妥当性を検証することとなっておりますが、それらの資料は必ず拠点区分ごとに保存してください。